

## 孀恋村観光振興事業活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光振興施策を積極的に支援することを目的に、村内の観光協会等の団体が主催となって実施する事業で、地域の活性化に高い効果が期待できるものに対して、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、孀恋村補助金等に関する規則（平成8年孀恋村規則第8号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(様式)

第3条 規則第3条第1項、第4条第3項、第6条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項並びに第10条第1項の規定による各種提出書類の様式は、別記第1号から別記第8号までとする。

(維持管理)

第4条 補助事業者は、事業完了後善良なる管理者の注意をもって当該施設等の管理にあたらなければならない。

2 補助事業者は、あらかじめ村長の承認を得て、他の団体をして前項の維持管理を行わせることができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	<p>補助対象事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 観光振興施策を積極的に推進する事業であって、地域との連携を図りつつ、地域の活性化に繋がるものと認められるものであること。</p> <p>(2) 補助対象事業費が10万円以上であること。</p> <p>(3) 新規事業であること。ただし長期的計画に基づいた誘客力の強い観光地を形成するための事業については、支援期間を5年以内とする。</p> <p>(4) 他の村費補助金の交付決定を受けていない事業であること。</p> <p>(5) 個々の営利を目的とした事業又はそれに類するもの以外の事業であること。</p> <p>(6) 補助金の交付決定額、変更交付決定額又は確定額は千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>(7) 嬭恋村以外の群馬県等の補助金の交付決定を受けている事業は、補助金額を充当した後の事業負担額を補助対象経費とみなす。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか村長が必要と認めたもの。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業に要する経費。ただし次の経費は対象外とする。</p> <p>(1) 国・県費補助金</p> <p>(2) 人件費（ただし村長が認めた場合は除く。）</p> <p>(3) 飲食代（ただし村長が認めた場合は除く。）</p> <p>(4) 不動産等の取得に係る経費</p>
補助率	<p>(1) 定率補助については、次のとおりとする。 ハード事業：補助対象経費の1/2以内 ソフト事業：補助対象経費の1/3以内</p> <p>(2) 定額補助については、村長が別に定める。</p>
1事業あたり補助限度額	<p>(1) 定率補助については、上限50万円とする。</p> <p>(2) 定額補助については、村長が別に定める。</p>
事業実施主体	<p>嬭恋村内の観光振興に携わる観光協会等の団体</p>